別紙

答　　申

１　審査会の結論

名古屋港管理組合管理者（以下「管理者」という。）が別表の「1 行政文書」欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の「2 不開示とした部分」欄に掲げる部分を除いて開示としたことは、妥当である。

２　異議申立ての内容

⑴　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 22 年 2 月 26 日付けで名古屋港管理組合情報公開条例（平成 12 年名古屋港管理組合条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、管理者が開示請求者に対して平成 22 年 9 月 1 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件行政文書の全部不開示を求めるというものである。

管理者は、本件行政文書に法人である異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同時に、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち別表の「2 不開示とした部分」欄に掲げる部分を除いて開示する旨の通知をしたところ、一部開示決定の取消しを求める本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件行政文書の一部開示決定について執行停止の申立てがなされたため、管理者は一部開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件行政文書の開示を停止する旨の通知をした。

⑵　異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

本件行政文書に記載されている工事の施工工程、施工計画、施工方法、利用する資材、仕様等は、異議申立人の建築工程におけるノウハウを記載したものであり、いわば営業秘密に当たる。

また、条例は、行政の行動や公金の使途を住民に明らかにすることに目的があるところ、本件行政文書の情報は、公開により当該条例の目的を達するともいえない。

以上より、本件の一部開示処分は、条例の趣旨に反し、かつ条例第 7 条第 3 号イに該当する。

３　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

⑴　**本件行政文書について**

ア　本件イタリア村整備工事施工計画書について

本件イタリア村整備工事施工計画書は、起案文書、本件イタリア村整備工事施工計画書（表紙部分）及び添付書類（内装工事施工計画書、タイル工事施工計画書、電気工事施工計画書及び設備工事施工計画書）からなる。

イ　本件総合仮設工事施工計画書について

本件総合仮設工事施工計画書は、起案文書、本件総合仮設工事施工計画書（表紙部分）及び添付書類（総合仮設計画書、土工事施工計画書、鉄筋工事施工計画書、型枠工事施工計画書、コンクリート工事施工計画書、鉄骨工事施工計画書、耐震補強工事施工計画書及びＡＬＣ工事施工計画書）からなる。

⑵　**不開示情報該当性について**

開示することとした部分は、以下の理由により条例第７条で規定されている不開示とすべき情報には該当しないため、開示することとした。

ア　本件イタリア村整備工事施工計画書について

本件イタリア村整備工事施工計画書のうち、開示することとした部分には、起案文書、事業者名、工事内容等の情報、各種計画書作成者、承諾欄、承諾者の印影、各種施工計画書等の情報が記載されている。

これらの情報は、一般に市販されている「建築工事共通仕様書」、「建築工事監理指針上・下巻」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」に記載された、標準的な工法等に準拠したものや、インターネットのホームページにおいて公開されており、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、開示することとした。

イ　本件総合仮設工事施工計画書について

本件総合仮設工事施工計画書のうち、開示することとした部分には、起案文書、事業者名、工事内容等の情報、各種計画書作成者、承諾欄、承諾者の印影、各種施工計画書等の情報が記載されている。

これらの情報は、一般に市販されている「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築工事監理指針上・下巻」、「建築改修工事監理指針上・下巻」に記載された、標準的な工法等に準拠したものや、インターネットのホームページにおいて公開されており、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、開示することとした。

４　審査会の判断

⑴　**判断に当たっての基本的考え方**

条例は、第１条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、名古屋港管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する情報の一層の公開を図り、もって管理組合の有する諸活動を住民に説明する責務が全うされ、公正で

民主的な管理組合行政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈及び運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

⑵　本件行政文書について

ア　本件イタリア村整備工事施工計画書について

本件イタリア村整備工事施工計画書は、名古屋港イタリア村株式会社から管理者あてに提出されたものであり、起案文書、本件イタリア村整備工事施工計画書（表紙部分）及び添付書類（内装工事施工計画書、タイル工事施工計画書、電気工事施工計画書及び設備工事施工計画書）からなる。

イ　本件総合仮設工事施工計画書について

本件総合仮設工事施工計画書は、名古屋港イタリア村株式会社から管理者あてに提出されたものであり、起案文書、本件総合仮設工事施工計画書（表紙部分）及び添付書類（総合仮設計画書、土工事施工計画書、鉄筋工事施工計画書、型枠工事施工計画書、コンクリート工事施工計画書、鉄骨工事施工計画書、耐震補強工事施工計画書及びＡＬＣ工事施工計画書）からなる。

⑶　不開示情報該当性について

本件行政文書のうち実施機関が不開示としたのは、別表の「2 不開示とした部分」欄に掲げる部分であるが、異議申立人は本件行政文書の全部について不開示とすることを求めている。

異議申立人が本件行政文書の全部について不開示とするよう求める根拠は、異議申立人の主張内容から、本件行政文書の実施機関が不開示情報には該当しないと判断した部分についても、それらの部分を公にすることによって、事業を営む法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、条例第 7 条第 3 号イに該当するものであることと解される。

そこで、本件行政文書のうち実施機関が不開示としなかった部分が、条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記載されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をい

うものである。

実施機関は、本件行政文書のうち、個人に関する情報以外に、本件イタリア村整備工事施工計画書については、下請業者の情報（法人名及び代表取締役名）及び取引業者の情報（法人名）を、本件総合仮設工事施工計画書については、下請業者の情報（法人名、郵便番号、住所、代表取締役名、専務取締役名、電話番号、FAX番号、許可番号、許可年月日、認定番号、認定年月日、印影及び地図）及び取引業者の情報（法人名、郵便番号、住所、代表取締役名、電話番号、FAX 番号及び印影）を条例第7条第3号イに該当するものとして、不開示とした。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が不開示としなかった部分には、事業者名、工事内容等の情報、各種計画書作成者、承諾欄、承諾者の印影、各種施工計画書等の情報が記載されている。

また、これらの情報のうち発注者、設計者及び監理者の情報に関しては、建築基準法施行規則第11条の4第3項に基づき同条第1項に規定する建築計画概要書により、それぞれすでに閲覧等に供されており、公にされている情報であることから、条例第7条第3号イには該当しない。

さらに、発注者、設計者及び監理者の情報以外の部分に関しては、実施機関から提出された出典資料によれば、市販されている図書やインターネットのホームページで閲覧可能なもので主に作成されており、その余の部分についても事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容ではなく、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第3号イには該当しない。

⑷　異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、条例は、行政の行動や公金の使途を住民に明らかにすることに目的があるところ、本件行政文書の情報は、公開により条例の目的を達するともいえない旨主張する。

しかしながら、条例の目的は、条例第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、管理組合の管理する情報の一層の公開を図り、もって管理組合の有する諸活動を住民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な管理組合行政の推進に資することにあるが、本件行政文書が条例第2条第2項に規定する行政文書に当たり、開示請求の対象になるので、本件開示請求が条例の目的にかなっていることは、明白である。

⑸　まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

別表

１行政文書		２不開示とした部分
１イタリア村整備工事施工計画書	(1)起案文書・イタリア村整備工事施工計画書（表紙部分）	―
	(2)内装工事施工計画書	個人に関する情報（氏名）及び下請業者に関する情報（法人名）
	(3)タイル工事施工計画書	個人に関する情報（氏名及び免許番号）、下請業者に関する情報（法人名及び代表取締役名）及び取引業者に関する情報（法人名）
	(4)電気工事施工計画書	個人に関する情報（氏名）
	(5)設備工事施工計画書	個人に関する情報（氏名）及び下請業者に関する情報（法人名）
２総合仮設工事施工計画書	(1)起案文書・総合仮設工事施工計画書(表紙部分)	―
	(2)総合仮設計画書	個人に関する情報（氏名、電話番号、携帯電話番号及び印影）及び下請業者に関する情報（法人名及び代表取締役名）
	(3)土工事施工計画書	個人に関する情報（氏名及び印影）及び下請業者に関する情報（法人名、住所、代表取締役名、電話番号、許可番号、許可年月日及び印影）

１行政文書		２不開示とした部分
２総合仮設工事施工計画書	(4)鉄筋工事施工計画書	個人に関する情報（氏名及び印影）、下請業者に関する情報（法人名、住所、代表取締役名、電話番号、FAX 番号及び印影）及び取引業者に関する情報（法人名、郵便番号、住所、代表取締役名、電話番号及び印影）
	(5)型枠工事施工計画書	個人に関する情報（氏名及び印影）及び下請業者に関する情報（法人名、住所、代表取締役名、電話番号及び FAX 番号）
	(6)コンクリート工事施工計画書	個人に関する情報（氏名、住所及び印影）、下請業者に関する情報（法人名、住所、代表取締役名、電話番号及び FAX 番号）及び取引業者に関する情報（法人名、住所、電話番号及び FAX 番号）
	(7)鉄骨工事施工計画書	個人に関する情報（氏名、印影、誕生日、登録番号及び登録証）、下請業者に関する情報（法人名、郵便番号、住所、代表取締役名、専務取締役名、電話番号、FAX 番号、許可番号、認定番号、認定年月日、印影及び地図）及び取引業者に関する情報（法人名）
	(8)耐震工事施工計画書	個人に関する情報（氏名及び印影）、下請業者に関する情報（法人名、住所及び電話番号）及び取引業者に関する情報（法人名、住所及び電話番号）
	(9)ALC 工事施工計画書	個人に関する情報（氏名及び印影）、下請業者に関する情報（法人名、住所及び電話番号）及び取引業者に関する情報（法人名、住所及び電話番号）

（審査会の処理経過）

年　月　日	内　　容
平成 22 年 9 月 15 日	諮問
平成 22 年 10 月 26 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成 22 年 10 月 28 日	異議申立人に実施機関からの弁明意見書（写し）を送付
平成 23 年 1 月 11 日 （第 1 回審査会）	審議 実施機関の職員から補足説明を聴取
平成 23 年 2 月 2 日 （第 2 回審査会）	審議
平成 23 年 3 月 3 日 （第 3 回審査会）	審議
平成 23 年 3 月 28 日	答申

（参考）

名古屋港管理組合情報公開審査会

（五十音順）

○片岡　信恒	弁護士、中小企業診断士
内藤　能房	名古屋市立大学名誉教授
中山　惠子	中京大学経済学部教授

（○印は会長）

以上３名